

平成25年度第5回大分市子ども・子育て会議 会議録

1 日時：平成26年 3月27日（木）13時30分～15時40分

2 場所：大分市保健所6階 大会議室

3 出席委員：

村嶋幸代委員（会長）、古賀精治委員（副会長）、仲嶺まり子委員、阿部俊作委員、
定宗瑛子委員、安藤昭和委員、大津康司委員、三宮知恭委員、池田貴士委員、
淵野二三世委員、鹿嶋秀和委員、野尻和子委員、長田教雄委員、遠藤直美委員、
猪原一浩委員、後藤誠司委員、中村朱美委員、大西正久委員

4 議事：

- (1) 前回の各委員からの質問や意見について
- (2) すくすく大分っ子プラン事業計画（案）分野1・2について
- (3) すくすく大分っ子プラン事業計画（案）分野3・4について
- (4) 教育・保育の量の見込みについて
- (5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
 - ①妊婦健康診査
 - ②乳児家庭全戸訪問事業
- (6) その他

5 議事の概要：

- ・ 前回の各委員から質問や意見についてと、すくすく大分っ子プラン事業計画（案）分野1・2についての説明を併せて行い、質疑応答が交わされた。
- ・ すくすく大分っ子プラン事業計画（案）分野3・4についての説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 教育・保育の量の見込みについての説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業（妊婦健康診査・乳児家庭全戸訪問事業）の量の見込みについての説明を行った。

6 会議の経過：

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、「第5回大分市子ども・子育て会議」を開催いたします。

まず、本日の出席者についてですが、ご都合により田口委員が欠席となります。

全委員19名中18名のご出席をいただいております。大分市・子ども・子育て会議条例第6条2項に基づき、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議に入ります前に、委員さんの交代がありますのでご紹介させていただきます。大分市小中学校長会協議会会長、藤田卓也様から、大分市小中学校長会協議会代表、三宮知恭様に交代いたしました。

一言、三宮様よりごあいさつを頂戴したいと存じます。三宮様、よろしく申し上げます。

<三宮様あいさつ>

三宮様ありがとうございました。

続いて、配布資料の確認と本日の予定についてご説明いたします。まず、事前に郵送してお渡ししました資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。会議の終了予定時刻は15時30分を目安としております。それでは、ここからの議事の進行につきましては、村嶋会長さんをお願いしたいと思います。村嶋会長さん、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

<会長あいさつ>

それでは、ここから本日の会議を進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。議事に入ります前に、本日は23名の傍聴者の方がいらっしゃいます。傍聴者の方に申し上げます。傍聴を許可いたしますので、静粛に傍聴をお願いいたします。なお、議事進行の妨害となる行為等のある場合には退場いただくことがありますので、念のため申し上げます。ご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。はじめの議事は、第4回の議事内容の確認としまして「前回の各委員からの質問や意見について」です。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

前回、ご審議の中で多くのご意見をいただき、ありがとうございました。

ご説明の前に、本日の会議の流れについて若干ご案内させていただきますと、議事の1番に「前回の各委員からの質問や意見について」、議事の2番に前回ご意見をいただいたうえで修正をいたしました「すくすく大分っ子プラン」事業計画(案)の分野1と2の指標などについて、議事3の分野3と分野4における基本施策と事業やその指標のご説明で、市の全体の子育て支援施策についてご審議をいただき、議事4番と5番で、いよいよ子ども・子育て支援法にかかる事業計画について「教育・保育の量の見込み」、「妊婦健康診査の量の見込み」などの審議が始まります。前回と同様に長時間になるかと思われますので、よろしくお願いいたします。

また、前回いただいたご意見などについて、議事の1番と2番は相互に関連しますので、併せてご説明いたしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(会長)

事務局からの提案がありましたが、いかがでしょうか。

<賛同あり>

では、続けてお願いします。

(事務局) 【(1) 前回の各委員からの質問や意見について】

ありがとうございます。

それでは、まず、資料1「前回の会議で出された主な意見」の最後に記載されております新しい計画の名称でございますが、会長、副会長のご承認のもと「すくすく大分っ子プラン」で決定いたしましたのでご報告いたします。よろしく願いいたします。

次に、お手元に本日お配りしていますA3、1枚の資料「すくすく大分っ子プラン」の概要をご覧ください。修正箇所が分かるように丸く囲んでいます基本理念2と3の文言の修正をいたしております。修正に至った協議内容につきましては、資料1の最初の記載のとおりでございますので、ご確認願います。

【(2) すくすく大分っ子プラン事業計画(案)分野1・2について】

次に、分野1・2の指標についてでございます。本日お配りした資料2「すくすく大分っ子プラン事業計画(案)分野1・2」の1ページ目をお開きください。前回の会議において多くのご意見をいただき、それに基づいて、表の並び替えを行っています。「事業内容」の右の欄にその事業の指標候補として、関係課が再度提出したものを記載し、右端の成果指標の欄に、アンケート結果を「参考値」として掲載したものを事前にお送りいたしました。

その後、事務局で、どのくらいの事業を行ったかの指標であります「アウトプット」とどれだけの成果が上がったかの指標であります「アウトカム」のそれぞれについて確認した上で修正したものが、本日お手元に配布した資料でございます。指標を考える上での基準としては、①子ども・子育て支援事業計画についてはその事業目標を踏まえ、②それ以外については、指標としての目標値の設定が可能で、事業の方向性と指標が合致しているか、大分市のデータとして把握が可能かなどを考慮いたしました。

1ページをご覧くださいますと、黄色の色が付いた部分について、お送りした資料から修正をいたしております。削除したものは見え消しにいたしており、修正理由については、※印に簡単なコメントを記載しています。

たとえば、削除している1ページ目の妊娠・出産に関する情報を十分に得ることができたと感じる割合などは、個人の感覚的なものであり、このようにアンケートによるものについては、事業の活動指標としての指標候補からは削除しています。また、成果指標について

は、低出生体重児割合の減少など、数値として成果が現れるものを設定いたしました。しかし、実際に数値の設定が難しいものについては、アンケート結果を参考値として記載しています。他のページにつきましても、同様にいたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

その他の前回までのご意見につきましては、資料1に記載のとおりでございますので、併せてご確認をお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、前回の各委員からの質問や意見についてと、すくすく大分っ子プラン事業計画（案）分野1・2の指標について、何かご意見・ご質問はございませんか。

(委員)

5ページになります。これまでの実績と新制度の内容を踏まえてとのことですが、上から2段目の「乳幼児期における教育・保育の提供」のところで、指標候補が「幼保連携型認定こども園の施設数」になっておりますが、これから平成27年4月以降の取り組みであれば、認定こども園はいくつかの形態がありますから、この文言は「認定こども園」の表示が正しいと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

認定こども園は4類型ございます。今回子ども・子育て支援新制度におきましては、認定こども園の制度自体を改正し、取り組みやすいように、そして、幼児教育と保育を一体的に提供するという幼保連携型認定こども園を推進する。いわゆる保育所も幼稚園も認可をされた認定こども園について、推進していくのが国の方向性ですので、大分市におきましても、現在1ヶ所の幼保連携型認定こども園を推進していこうと考えております。

(会長)

現有数は1ヶ所だけれど、推進することで数を増やしていきたい。増やすことで待機児童を解消していきたいということですね。4月に比べて10月が若干増えているのが気になります。基本的にはそういうことですね。よろしいでしょうか。

(委員)

それぞれ27年度以降につきましては、幼稚園は色んなパターンに移行することができます。国の制度においても、どのパターンも可能となっておりますので、あくまでも大分市が幼保連携型認定こども園を推進するのはわかるのですが、認定こども園の中には幼稚園型等それぞれの立場がありますので、ここに幼保連携型だけ書かれますと、これしか実施して

いないように見えますので、認定こども園という中に詳細に分けていただかないと、全体が見えないように思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

確かに認定こども園の全体の推進ということですが、特に私どもは幼保連携型認定こども園を推進したい。待機児童というのは、認可保育所で申請をするも、待機をしている児童数でございます。幼稚園型認定こども園は幼稚園の認可はありますが、保育機能は認可をされていない、無認可の施設になりますので、これを指標にするのは難しいのではないかと思います。そこで、幼保連携型認定こども園に限定しております。

(会長)

以前の資料で認定こども園のタイプの図がありましたね。

(事務局)

今日お配りの「大分市の取組み状況」をご覧ください。これの1ページ目をお開きください。

(会長)

皆様おわかりになりましたでしょうか。認定こども園の類型として、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型とあり、この幼保連携型だけを推進するのはどうか、というご意見ですね。今の課長さんの回答は、待機児童を言うときに、認可保育所のことが関わるから、幼保連携型を推進するということですね。他の方はいかがでしょうか。

(委員)

私は認定こども園ですので、この辺りはよくわかります。5ページの基本施策①のところに、「認定こども園、幼稚園、保育所等の量的拡大」と大分市が進めたい方向性として打ち出されています。幼稚園型認定こども園だと、認可外保育施設になるので、待機児童の数と合わなくなってしまうので、指標候補として幼保連携型認定こども園を挙げているのは違和感はないです。

(委員)

そうですね。後の色々な資料を見ますと、認定こども園で待機児童の解消となっていますね。ただ、ここの文章だけを見ると、幼保連携型だけで捉えがちだったので、もっと幅広い捉え方ができるような文言がいいかと思いました。

(委員)

大分市の方向として、幼保連携型を推進すると決めているのではないのでしょうか。

(委員)

事前に配布されていた参考資料 1, 2 のところ等で、量の見込みの算出があり、この説明が後ほどあるのではないかと思います。待機児童の数え方等もありますので、そこで確認できる内容かなと思いました。「すくすく大分っ子プランの概要」の 3 番「乳幼児期における教育・保育の提供」のところの①に、全体像として書かれており、すべての量的拡大を考えていると思います。その後の A-1、A-2 では、細かく分けての記述と捉えればよいのかなと思います。

(会長)

では、よろしいでしょうか。他にご質問やご意見はございませんか。

(委員)

資料 2 の 8 ページ③「児童育成クラブ事業」について、「課題」があり、「指導員に対する研修や支援体制の整備を図る必要があります。」ということで、今月、国の方で指導員 2 名以上のうち 1 名が研修を受けて有資格者ということで、これからは資格を持っていないといけないということですが、支援体制の整備の中に、人数の支援はあるのでしょうか。現在、各学校でバラバラだと思います。私のところもお世話になり、大変よくしていただいたのですが確か 3 人体制だったと思います。それでも、色々問題はあったりして、人が足りなかったのかなと思うのです。質問の主旨としては、支援体制の中に人数を含めたことになるのか。わかる範囲でお答えいただければと思います。

(会長)

8 ページの「児童育成クラブ事業」の指標候補として、今「児童育成クラブ受入人数」だけが挙がっていますが、指導員の研修を受けた人数だとか、全指導員中の研修を受けた割合だとか、そういうのも指標に入れたほうがいいのではないかとということですか。

(委員)

そうですね。それも含めてお伺いできたらと思います。

(事務局)

児童育成クラブの指導員の配置等については、省令案ができておりません。しかし、委員さんがおっしゃったように、ある程度の概要は出てきておりまして、私どもも児童育成クラブの指導員さんの質の向上については、取り組んでいかなければならないと考えております。指標候補につきましては、私どもが挙げさせていただいて、皆様のご意見をいただきな

から検討したいと考えております。指導員の配置基準は、平成24年4月から見直しを行いまして、35人を超える場合は2人。35人刻みで1人ずつ加配をするということにしまして、運営費の補助を出しております。今後、省令案が出てきますので、それに基づき、大分市の基準を定めていきたいと思っております。

(会長)

そうしますと、大分市の児童育成クラブの基準案を将来的には作りますと。そして、指標としても積極的に取り入れていく。もともとの基準を満たした児童育成クラブの数が増えることと、そこで配置されている指導員の数と、それを分母にした研修を受けた割合と、その3点がそれぞれ増えるように努力していくし、指標化していくということによろしいでしょうか。

(委員)

今言われたのは、平成27年4月1日に合わせてしていくのですよね。大前提を確認させていただきたいのですが、大前提は学童保育ということによろしいですか。他の自治体でやっているような「放課後子ども教室」ではなく、学童保育でよろしいでしょうか。

(事務局)

「大分市の取組み状況」12ページをご覧ください。ここに放課後児童クラブ、大分市では児童育成クラブということで、昭和58年からスタートをしております。概要につきましては、保護者が就労等でやむを得ない事情等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びの場を提供し、放課後児童の健全育成を図るのが趣旨です。よろしいでしょうか。

(委員)

育成クラブということで、大分市の場合は、その学校に行く児童の、しかも共働きということをやってきました。今の施設では足りません。しかも、資格が必要となれば大変です。さらに、障がい児を扱おうとしています。その障がい児を扱った場合に、小さな施設で、小学校の教室よりも小さな施設で預かった場合に、現場はとてもじゃないけど保育できません。小学校の校長先生もお見えになっていますので、その現状については、よくわかっていると思います。しかし、大分市は盛んに障がい児を預かるように進めております。しかし、指導員の確保はできるのかなと思っております。児童育成クラブは、指導員は先生というかたちではなく、おばちゃんと呼ばれる家庭的なものを目指しています。それを、資格が必要となると、大変なハードルがあります。教育委員会にお聞きしたいのは、特別支援学級の先生方が、その学校の障がい児を預かった児童育成クラブにどのような協力をしていくのか、その現実をお聞きしたい。また、今後、どう学校の障がい児を預かってやっていこうとしているのか。

放課後だから、とされては、指導員はとてもじゃないですが、預かれませんが、指導員だけでやってくれということでは、障がい児が入ってきたときにやれません。現状と、今後をお聞きします。

(会長)

児童育成クラブの育成方針と、指導員の質の確保と、場所等の問題と、障がい児の問題と、4点ほどあると思います。ご説明をお願いします。

(事務局)

前回の会議でも一度触れたかと思いますが、私どもが直接、児童育成クラブの内容、例えば障がい児を扱っている児童育成クラブの現状を見たということはないですが、今後の方針としまして、教室で「さようなら」をしたら、学校の先生は関わらないというスタンスではなく、支援が必要な子どもさんにつきましては、個別の支援のあり方、教室ではどのような過ごし方をしている、このような手立てが有効であるというような情報を、児童育成クラブの指導員さんにも伝えていながら、児童育成クラブの指導員さんからはこのような感じで困っているというときには、学校の担当の先生方も、その支援のあり方について考えていくというようなことが、今後必要になると考えています。

(委員)

私の長女はADHDです。育成クラブには3年間お世話になりました。なかなか連携が難しい部分があると思います。私の妻は育成クラブの保護者会の代表をしていましたけれども、きちんと親が育成クラブとの連絡係のような感じで、情報共有を行うことで、まったく問題なく3年間過ごすことができました。そのような集団の中で生活することによって、他の児童に対してもプラスになり、うちの子にもプラスになりました。今は3年生以上も預かれるということで、辞めないでほしいと言われました。集団がよくなるので辞めないでほしいと。もちろん補助金も出ますが。障がいのある子、特に情緒障がいのある子は、親の意識がすごく大きいと思いますが、やりようによってはすごくよい方向に進むのではないかと、私は体験から感じております。

(会長)

大分市の児童育成クラブをよくわかっていないのですが、大分市の育成方針と、どれくらいの数があり、どういう設置があり、設置基準があるのか、その中で、手のかかる可能性のあるお子さんの処遇の問題と、学校との関係、というような問題があるようにお見受けしました例えば資料4とか、教育・保育の量の見込みについてが出されておりますが、教育・保育の量の見込みは小学校入学までですよね。今度、児童育成クラブのお子さんに対して、児童育成クラブの量の見込みがあってしかるべきですね。これは子ども・子育て会議の範疇にあ

ると考えてよろしいですか。いつ頃出されますでしょうか。

(事務局)

児童育成クラブの量の見込み、現状と課題につきましては、次回の会議で出させていただいて、教育・保育と同じようなかたちで皆様にご意見をいただきたいと思っております。その時にわかりやすい資料を作って参りたいと考えております。よろしくお願ひします。

(会長)

今のご意見は、次回の会議に反映されるということで、よろしいでしょうか。他にございませぬか。

(副会長)

児童育成クラブの指標候補としては、会長が言われたように、4点に対応する指標で、もちろん予算が伴うことなのでなかなかできないこともあるかと思ひますが、挙げられる部分は挙げていただいて、それがないと議論しても先に進まないと思ひますので、お願ひします。

(会長)

事業1・2について、まだご意見あるかもしれませぬが、時間がありませんので、先に進みたいと思ひます。事業3・4について、事務局から説明をお願ひします。

(事務局) 【(3) すくすく大分っ子プラン事業計画(案) 分野3・4について】

分野3の事業計画案をご説明いたします。恐れ入りますが、座って説明いたします。

資料③「すくすく大分っ子プラン」事業計画(案) 分野3・4の1ページ目をお開きください。施策分野3「配慮を要する子どもの支援」でございます。

目標7といたしましては、様々な背景や課題をかかえた、子どもとその家族への、きめ細かな支援を行うため、四つの基本施策を設けております。

まず、基本施策①は「障がいのある子どもと家庭への支援」でございます。

成長の過程で児童に障がいがあることがわかるケースが増え、障がい児通所施設の利用者も増加していることから、障がいの早期発見・早期対応、受容に対するサポートや、集団生活の場における支援も必要です。主な取り組みといたしましては、「障がい児に対する地域療育等の支援」・「にこにこルームでの支援の充実」などを行ってまいります。

この基本施策の成果指標は、アンケート結果を参考値としており「障がい児を養育する家庭に対する支援に満足している保護者の割合」を記載しています。各事業ごとの指標候補は記載のとおりで、当初お送りした資料には一番上の事業には指標候補を「巡回相談件数」と「療育相談件数」としておりました。「見え消しになっておりませぬが、二つの相談件数をあ

わせ「療育相談件数」のみとしております。「にこにこルームでの支援の充実」、「発達障がい児 巡回専門員 派遣事業」の指標候補は記載の理由により、削除いたしております。

次に、基本施策②は「ひとり親家庭の自立支援」でございます。

現在、「ひとり親世帯には、「児童扶養手当」や「医療費助成制度」などの自立促進の経済的支援が行われています。今後は支援施策の更なる周知と、利用の促進を図る必要があることから、「母子支援プラザ」で資格取得講習会を実施するなど、ひとり親家庭への各種支援施策の推進に努め、自立の促進を図ります。なお、「母子支援プラザ」は母子家庭のみならず、父子家庭への対応もいたしております。この基本施策の成果指標は、「母子家庭等 就業自立支援事業における 就職率」を考えています。事業ごとの指標候補は、上段「講習会参加者延べ人数」のみを記載し、下段は削除いたしております。

続きまして、2ページをお開きください。

基本施策③の「児童虐待の早期発見と対応の強化」でございます。

近隣関係の希薄化、家庭や地域における養育力の低下などから、子ども虐待の相談件数は年々増加し、内容も深刻化してきております。そのため、「要保護児童対策地域協議会の充実・強化」や「養育支援訪問事業」、また「関係機関との連携強化」などの取り組みを行い、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。この基本施策の成果指標は、「相談のうち、重症度の高い相談の割合」を考えています。各事業ごとの指標候補は上二つのみを記載し、下二つは記載の理由により削除いたしております。

次に、基本施策④の「相談体制の充実」でございます。

子ども虐待相談を除く、育児やしつけなど子どもに関するあらゆる相談の件数も増加傾向となっており、配偶者からの暴力（DV）相談についても、年々増加してきております。子どもを連れた母親からのDV相談もあり、相談内容も複雑・多様化してしております。そのような、複雑・多様化する相談に対し、きめ細かな対応ができるよう、各種研修により職員の資質向上を図るなど相談・支援体制の充実に努めるとともに、行政関係機関や民間支援団体などとの連携・強化を図りながら支援を行ってまいります。この基本施策の成果指標は、申し訳ありません、記載がされていませんが、「子育てをする上で相談相手がいないとする保護者の割合」を考えています。各事業の指標候補は記載の理由により削除いたしております。

分野3の事業計画案は以上でございます。分野4につきましては説明員を交代いたしません。

（事務局）

施策分野4 社会全体での支援のうち、目標8「子どもと子育てを支える社会づくり」につ

いて、ご説明いたします。

まず、第1の「地域における子育て支援拠点の整備と充実」ですが、現在市内11か所に、こどもルームを開設し、親子の遊びや交流の場を提供するとともに、育児に関する相談を受けております。昨年7月には、ホルトホール大分に子育て交流センターを開設し、その中に地域子育て支援室、こどもルーム、子育てファミリーサポートセンター、にこにこルームを設置することで大分市の子育て・親育ての中核としての役割を果たすような取り組みを始めているところです。

主な事業・取組といたしましては、「子育て交流センターでの総合的な子育て支援の推進」や「こどもルーム事業」でございます。

特に、子育て交流センターでは、子育てに関する機能を併設しており、おみえになる保護者の子育てに関する悩みや相談の解決を図るとともに、地域の子育て支援の推進のため、地域の子育てサロンやサークルの活動を支援する取り組みを進めるとともに、こどもルームにおいても、地域の子育て家庭が安心して集える場となるよう環境整備を図ります。

以上のような取り組みをする中で、施策の成果指標は、「こどもルームにおける相談件数」としております。なお、各事業の指標については、記載のとおりです。

2番目の「地域住民との連携による子どもや家庭への支援推進」については、核家族化や人間関係の希薄化に伴い、子育て家庭が孤立しがちであることから、子育て家庭を地域社会全体で支えることが今後ますます重要になるものと思われまます。

主な事業・取組といたしましては、地域の子育てサロンへ支援を行う「地域コミュニティ子育て応援事業」や、自治会主体の活動を支援する「ご近所の底力再生事業」などがございません。

この基本施策全体の指標につきましては、現在、他の指標がありませんでしたので、昨年のアンケートの「地域で子育てが支えられていると感じる保護者の割合」を参考として記載しております。

なお、各事業の指標といたしましては、記載のとおりです。

次の4ページをお開きください。

③「子どもが安心して暮らせる地域づくりの推進」でございます。昨年行いましたアンケート結果から、大分市に希望する子育て支援施策として、公園などの屋外施設の整備の充実への要望が高くなっております。また、登下校時の交通事故や不審者事案が起きる中、小学生の保護者からは地域での防犯活動の推進への要望も高くなっております。

以上のことを踏まえ、主な事業・取組といたしましては、「子どもの安全見守りボランティア活動支援事業」などの自治会をはじめ、地域での見守り活動を推進するほか、次の「安心・安全な通学路の確保」については、小中学校において通学路の安全点検を実施し、危険

箇所については、警察や市や県の道路管理担当課などの関係機関と連携し、改善を図るもので、ガードレールや横断歩道の設置をはじめ、歩道の補修等を行うものです。

基本施策の指標としましては、参考として、アンケート結果を記載しておりましたが、登下校時の事故件数とし、各事業の指標については、記載のとおりでございます。

続きまして、④経済的支援についてですが、近年の経済情勢の悪化にともない、子どもの貧困が問題になっております。また昨年のアンケートからもの子育てにかかる経済的負担が大きいと感じる保護者の割合は、未就学児で52.9%、小学生で65.7%となっておりますことから、現在、行っている児童手当、子ども医療費の助成、就学援助、第3子以降3歳未満児の保育料の軽減については、今後も継続して実施していくこととしております。指標候補として入れておりました子ども医療費や就学援助は、申請者数の増加を目的とした事業ではないことから、指標の候補としておりました申請者数等は、指標とはしないこととしております。

なお、成果指標は、他に適当なものが見いだせませんでしたので、アンケート結果を参考として記載しております。

続きまして、5ページをお開きください。

目標9「仕事と子育ての両立支援」についてでございます。

①ワークライフバランスに向けた機運の醸成についてですが、昨年のアンケートから、仕事と家庭が両立できていると感じていない保護者が約25%いることから、子育て支援に前向きに取り組んでいる企業を表彰する「子育て支援中小企業表彰制度」のほか、市報や市のホームページを活用した広報啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスのための機運の醸成を図ることとしております。各事業の指標は記載のとおりです。

②男性の育児参加の促進については、昨年のアンケート結果から、父親の帰宅時間が19時以降である場合は6割を越えるとともに、父親の4割以上が1日9時間以上働いているということが分かりました。今後、父親の育児参加を促進するため、父親向け講座を開催をいたしたいと考えております。指標については、父親向け講座を実施することとしております

③若者の自立支援ですが、結婚や出産の希望をかなえるためには、まずは、経済的安定を図る必要があり、全国調査によると、高卒や大学卒での離職率が30%を越えるといった実態もあることから、早期の離退職を予防する取り組みが必要となっております。

以上のことから、若年労働者が中学生に自身の職業体験を語る取組である「若年等キャリア形成支援」や、鶴崎にある学校で、資格や技能の習得等を目的とした「大分市立エスペランサコレジオ」において、社会保険労務士や宅建などの資格取得をサポートするための講座を

開催すること、また、就職活動中の若者に面接のアドバイスなどを行う「若年者就労支援セミナーの開催」を主な事業としてあげております。

このページの成果指標については、いずれも適当な指標が見いだせないため、関連のあるアンケート結果を記載しております。各事業の指標については記載のとおりでございます。説明は以上です。

(会長)

分野3・4について、印象として、なかなか指標になりにくいから落としたところで、代替のものがあるといいと思います。代替案含めて、ご質問・ご意見ありましたらお願いします。1ページの療育相談件数は、送っていただいた資料の巡回と療育の相談件数を合わせたということですね。分けることをやめたということですね。もうちょっとアウトプット、アウトカムに工夫があるといいなと思います。

(委員)

2ページについて、④相談体制の充実のところで、DVを受けた人へのサポートが書かれていますが、暴力からサポートするというのと、もうひとつ暴力をふるう者へどう対応するかではないかと思います。このことへの取り組みは少ないかと思いますが、諸外国の例とか、今後少なくすることを考えると、そういう調査を行うようなことも含めてほしいなと感じております。具体的な指標にはつながらないかもしれませんが、研究して方法を見出すとか、ということも取り組めるかなと思います。

(会長)

DVに対する啓発活動を行った講演会数だとかいうことも指標になりうるということですね。

(事務局)

DVへの対応につきましては、平成23年度から子育て支援課の中にあります中央子ども家庭支援センターで、児童虐待等と同じところで担当しております。確かに、被害者への対応はしております。諸外国というお話もありましたが、加害者へいかに働きかけるか、講演会や研修というお話もありましたが、私どもも、調査・研究していかなければならない分野であると認識いたしました。

(委員)

大分市が今取り組む男女共同参画社会について、ここには出てこないのでしょうか。

(会長)

いかがでしょうか。私もさっき、男性の育児参加のところに、育休を取った人の割合とかを入れてもいいのかなと思いました。

(事務局)

資料3の5ページをご覧ください。①「ワーク・ライフ・バランスに向けた機運の醸成」のところで、2段目ですが、「市報や市ホームページを活用した啓発」ということで、こちらに男女共同参画の関係の取り組み、3段目に「事業所・市民向けセミナーの開催」というところに書いてありますが、男女共生講座の中でワーク・ライフ・バランスをテーマで取り上げたり、ワーク・ライフ・バランス県民セミナーというものを県と合同で開催しておりますので、そういった取り組みをしております。

(会長)

育休を取った人の数のようなものは把握できますか。

(事務局)

昨年の10月に取りましたアンケートの中に、父親と母親に対しまして、育児休業を取りましたかという質問をしております。その数字であれば、父親が2%という数字は出ております。

(会長)

アンケートを取らずに自動的にあがってくるということはないのですか。

(事務局)

今こちらで把握できるものはございません。

(会長)

セミナーの参加者もいいですが、実際にアウトプットとしてどういう成果があったか取れるといいなと思います。他にはいかがでしょうか。

(委員)

マタニティー・ハラスメントですね、マタハラ。パワハラ、セクハラ、マタハラ。マタニティー・ハラスメントのセミナーや周知を考えてはいないでしょうか。実は、マタハラという言葉の認知度が全国的にも低いので、なかなか広まらず、本来、女性が妊娠したとなれば、それなりの仕事の軽減が義務となるのですが、実際は軽減されず、会社を辞めてしまう人が非常に多く、子どもを産んだ後も復帰できないという現状があります。対策があれば教えてい

ただきたいです。

(事務局)

男女共生講座の中で、マタニティー・ハラスメントのテーマも取り上げているとは聞いています。

(会長)

出産を機に、会社を辞めた数はあがらないですよ。もし分かれば、きちんとカウントしたらよいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

こちら昨年のアンケート結果になりますが、育休を取得したかと併せまして、育休のタイミングで退職をした方に対して、退職した理由を聞いています。育休取得後、復帰したかどうかということも質問しております。未就学の母親に関しましては、育休取得後に職場復帰は66.5%でした。

(会長)

それは個人にお聞きになっていますね。個人ではなく、企業に聞く。そして優良企業を表彰するとか、そういう取り組みになると、社会啓発になるかと思えます。

(事務局)

大分市の一つの取り組みとしまして、ワーク・ライフ・バランスの醸成の中で、m-1「労働者の職業と家庭生活の両立」とありますが、この中で中小企業表彰制度というものがあり、300人以下の企業を対象に、表彰して広く市民に広報しているところです。そして、意識の醸成を図っております。

(会長)

今日は傍聴に県の課長さんがいらしていますが、本当はこういうのを同じ方向を向いて一緒にやれるといいですね。ここで傍聴の方に喋っていただくのはできないですよ。ぜひ検討して、歩調を合わせてやっていただければと思います。

(委員)

3ページの②「地域住民との連携による子どもや家庭への支援推進」のところで、ここも参考としてアンケート結果があるのですが、民生委員、児童委員、主任児童委員さんの地域でのご尽力と言いますか、表には出ないですが、子どもたちのことを考えて取り組んでくださっています。この方々から見た指標が何かないのかなと思います。そうすると、地域のコ

コミュニティーがよりしっかりしてくるのではないかと感じます。

(委員)

戻ってしまいますが、男子の育児参加促進ということで、育休の話がありましたが、大分市でもそうだと思いますが、なかなか民間企業での育児休業は難しいです。一週間くらいだったら取れるかもしれませんが、一週間で何ができるのかという話になります。育休を取らなくても、家事・育児に参加するやり方はきちんと広めていく、男性が子育てに積極的に参加するという事は、待機児童の解消や女性の社会参加にとっても大事ですので、そういう施策をやっていたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にございますか。

(委員)

質問があります。3ページの目標8になると思いますが、子ども会のことが何も出てこないのですが、出てこない理由をお伺いしたいです。

(会長)

先ほど、民生委員の話もありましたが、地域で子育てをするとなった場合、子育てを支える側の組織が取り上げられていないではないかという意見ですね。いかがでしょうか。特にコメントがなければ、確かに必要だと思いますので、民生委員さんの意見を聞くとか、民生委員さんの中でのポジティブな割合を取るとか、子ども会の数を取るとか、そういうことも指標としてありえるのではないかと思うので、もう少し幅広く考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

<意見なし>

分野の3・4に関しては、かなり今までの数値が、例えば4ページの経済的支援で申請者数が全部削られております。それも一つの手ですが、何か分母で割って、実態は実態ですので、経済的に困窮しているお子さんの中で、きちんと行き届いたかが大事な数値になると思います。そういう工夫がもうちょっとあってもいいかと思いました。委員さんからお知恵があれば出していただければと思います。送られたときから今までにブラッシュアップ、改善か改悪かわかりませんが、まだ動く指標だと思いますので、大枠は皆様にご理解いただいてもうちょっと修正があるということでもよろしいでしょうか。

(委員)

先ほどの、子ども会に関して、非常に大事だと思います。社会教育の中で非常に大事な子ども会が入っていない、それは非常に重大な問題だと思います。社会教育と子ども会の関係

の中で、子ども会をこういう計画の中に入れることは非常に大事だと思います。

(会長)

ソーシャル・キャピタルの醸成にもなるのだと思うのですが、地域の側での取り組みを入れるようにということだと思います。幅広く、工夫していただければと思います。では、分野3・4は変更もあるかもしれませんが、お認めいただいたということで、次に進みたいと思います。教育・保育の量の見込みですが、ご説明をお願いします。

(事務局) 【(4) 教育・保育の量の見込みについて】

教育・保育の量の見込みについての説明に入ります前に、新制度以降、保育所等の利用の仕組みが大きく変わりますことから、その改正点について、まず、ご説明させていただきます。

資料4の「保育の必要性の認定等について」をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度では、保育所等を利用したい保護者の方は、2段階の手続きを行っていただく必要がございます。

まず、市町村へ保育の必要性の申請をすることとなります。申請を受けた市町村は、客観的基準に基づき、その保育の必要性を認定し、認定証の交付を行います。

次に、認定証の交付を受けた保護者の方は、利用したい保育所等の教育・保育施設に入所の申込みを行う仕組みとなります。

保育の必要性の認定については、「2. 保育の必要性の認定区分」の表のように3つの区分で認定することになり、1号認定は(3歳以上で保育を必要としない人)、2号認定は(3歳以上で保育を必要とする人)、3号認定は(3歳未満で保育を必要とする人)と認定し、さらに2号認定と3号認定については、保護者の就労状況などにより、保育標準時間の(保育長時間)と、保育短時間に区分します。それぞれ定められた時間を越えて利用する場合には、延長保育としての位置づけになります。

2ページの「3. 保育の必要性の事由」をご覧ください。どのような「事由」で保育が必要と考えるかという点ですが、現行制度におきましては左側の囲みにございますように、児童福祉法施行令第27条で定められており、この①～⑥のいずれかに該当し、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に「保育に欠ける」とされます。

新制度におきましては、右側の囲みで下線を引いた部分の、主に⑥から⑨の項目が追加され、これまで国においても明記されていなかった事由が明記される予定となっています。

また①就労では、これまで対象ではなかった「夜間の就労」が加わります。

大分市においては、これまで、今回、追加された事由について、条例上明記されておりましたが、左の囲みの⑥のその他に基づき、保育ができないと類する状態と判断し、夜間

就労を除き、保育所の入所の対象としているところでございます。今後は、改正される予定の児童福祉法施行令第27条に合わせて条例の改正を行いたいと考えております。

3ページの「4. 保育の必要量【区分】」をご覧ください。保育の必要量とは、1日あたりの保育所等の利用できる時間のことを言います。必要量は保育標準時間（保育長時間）と保育短時間の2つの区分に分けられますが、長時間が保育所の開所時間である1日11時間までの利用、短時間が1日8時間までの利用となり、この利用できる時間区分は保護者の就労時間等により決められます。表の保育の必要性の事由のうち、「就労の条件」について、長時間は、主にフルタイムの就労を想定しており、1週あたり30時間を下限とします。短時間は、主にパートタイムの就労を想定しており、1ヶ月あたり48～64時間の就労を下限とし、市町村で定めることとなります。

4ページの「5. 短時間（保育短時間）の就労時間の下限」をご覧ください。先ほど申し上げたとおり、新制度では、保育短時間の就労時間の下限を1ヶ月あたり48～64時間の範囲で、市町村が設定することとなりますが、現在、大分市では「1日4時間以上かつ週4日以上以上の昼間の就労」を基準としており、1ヶ月あたりに換算すると64時間を下限となり、時間数については、国の基準に合致しています。

このことから、新制度では、国の基準に合わせ、1日あたりの時間と1週間あたりの条件を撤廃し、1ヶ月64時間を下限として設定することを考えております。1ヶ月64時間未満の方については、一時預かり事業を利用していただくようになります。

5ページの「6. 優先利用」をご覧ください。保育所等の入所判定において、就労や妊娠・出産等の各事由における優先度をつけた上で、①～⑨に該当するひとり親家庭、生活保護世帯、育児休業明け等の世帯に対して調整指数上の優先度を高めることにより、教育・保育施設の優先利用を可能とする仕組みを基本としています。

今回、国が例示する「優先利用」についてですが、大分市では、これまでも、保育所の利用が必要な家庭が入所できるよう入所審査の中で、これらの項目の多くを優先的な取り扱いとしてきたところです。

今後、国の例示に加え、本市といたしましては、保育士等の人材確保のため、「⑨その他市町村が定める事由」として、幼稚園教諭、保育教諭、保育士が、認定こども園等に就労する場合においては、優先的な取り扱いができるよう配慮してまいりたいと考えております。

続いて、6ページをお開きください。「7. 保育所の待機児童」についてですが、はじめに右下の図をご覧ください。上段が「現行」で、下段が「新制度」の考え方になります。現行においては、保育所の申込者のうち、入所できる児童と入所できない児童がいます。入所できない児童のうち、一部が待機児童としてカウントされています。新制度では、申込者のうち、入

所できない人が待機児童としてカウントされる予定となっております。

現行制度においては、「保育所に入れなかった人＝待機児童」になるわけではありませんが、その待機児童としてカウントされる定義については、左側の「現行制度」の枠内になりません。待機児童は、調査日時点において、保育所に入所できなかった人数に、①から⑦の事項の該当者を除いた数値と定義されておりますが、さらに大分市では、現に保護者や親族等による保育が行われている場合や、書類の不備により保育ができない事由が確認できない場合等も待機児童には含めておりません。

新制度での、待機児童の考え方については、2月26日に開催された国の説明会の質疑応答では、保育の必要性の認定を受けながら、保育を利用できていない児童が待機児童になりますが、具体的な集計方法等は、国の子ども・子育て会議での議論を踏まえて検討するとされております。

7ページからは参考資料になります。7ページは、大分市における保育の実施に関する条例の抜粋を、8ページは、保育の必要性の認定を受けて、1号、2号、3号などの認定区分に該当するかをイメージしたものです。9ページは、保育の必要性の認定のイメージとして、先ほど申し上げました「①事由」「②区分」「③優先利用」に基づいて入所決定をしていくことを載せておりますので、ご参照ください。

(事務局)

はじめに、平成27年度から31年度までの大分市の人口推計についてご説明いたします。参考資料3の「人口推計について」をご覧ください。

今回の人口の推計については、「次世代育成支援行動計画」の策定と同様に、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」を用いて推計するよう、国のてびきに示されておりますことから、本市も同様の方法で算出しております。

続いて、2ページをご覧ください。就学前児童の人口推計ですが、下のグラフで示しておりますとおり、平成27年度が25,931人で、平成26年度の参考値から約1,400人減少しており、その後も人口が減少しています。

次に、右側の表の区域別、地区公民館区域別の推計人口になりますが、平成25年度の各区域における年齢ごとの人口に基づき、その割合を、大分市全体の推計人口に乗ずることにより算出しております。

次の3ページをご覧ください。小学生の人口推計を年度ごと、年齢ごとに算出しております。就学前児童の人口ほど、大きな減少とはならない見込みですが、平成27年度からは減少していきます。

今後、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、この人口推計を基にして算出していきます。

続いて、「教育・保育の量の見込みについて」説明をいたしますので、A4サイズの資料5とA3サイズの〈参考資料1〉と〈参考資料2〉をご用意ください。

はじめに、A4の資料5に沿って説明をいたします。1ページをご覧ください。

量の見込みと提供体制の確保につきましては、子ども・子育て支援法第61条で市町村は、「教育・保育」及び、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを算出し、それに伴う提供体制を確保すると定められております。また、国の基本指針では、待機児童の解消については、事業計画の第1期の終了年度である平成31年度末を2年前倒しして、平成29年度末までに解消を目指すよう計画に定めることとされています。

このことから、本市では、11月に実施した子育て家庭のアンケート調査結果に基づき、「需要」である量の見込みを把握し、「供給」が不足する地区公民館区域ごとに、保育所等の認可や定員拡大を進めていきます。

次の2ページは、新制度後、現在の利用者が新しい教育・保育の提供体制の下どのような施設を利用できるかを図示したものでございます。

上段が、現行の制度による施設を示しております。

下段の左側の黒い太い実線の枠内が新制度の枠組みで児童を受け入れる施設を表しており、右側は新制度の枠組みに入らずに、現行制度の形で児童を受け入れる施設を表していません。

この新制度の枠組みの中では、認定こども園や幼稚園、保育所等を運営するための経費が共通化されますことから、同じ形態の施設であれば、同じ額の運営費が国と市から施設型給付、または地域型保育給付として支給されることとなります。

幼稚園と認可外保育施設につきましては、この新制度の枠組みに入るかどうかは、施設運営者の選択となってまいります。

上から下への矢印は、現在通園している児童がどの施設に移行できるかを示したのになります。また、保護者も同様に、保護者の選択により、新制度の枠組みに該当する施設と現行制度の施設を選択することができることとなっております。このため、上段の幼稚園、認可外保育施設から、右下の枠への細かい矢印を引いております。

右上の潜在ニーズについてもいずれかの利用を選択できることを示しております。

次の3ページをご覧ください。

教育・保育の量の見込みを算出するにあたり、本市における基本的な考え方を記載しております。

①現在、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設を利用している児童については、

今後においても教育・保育を希望する児童と捉え、引き続き通える定員を確保しています。

②潜在ニーズについては、アンケート調査結果をもとに算出した教育・保育の利用希望を、希望地域において定員の確保ができるよう、量を見込んでいます。

③3歳～5歳の就学前児童のうち、保育を希望される方以外は、幼児教育が提供できるような量を見込んでいます。

④についてですが、今回の「量の見込み」については、推計に基づく算出となっております。来年度半ばから新制度に向けた利用の申込みが始まる予定となっておりますので、その申込状況や待機児童の状況等を踏まえ、必要に応じて、5年間の計画期間中の見直しや修正も行っていきたいと考えています。

次に4ページをお開きください。ここからはA3サイズの〈参考資料1〉に沿って説明をいたしますが、合わせてご覧いただきたいと思えます。

それでは、〈参考資料1〉をご覧ください。こちらの資料は、量の見込みを算出するために、積算に用いた内容を表したものでございます。オレンジ色の囲みの中の数値は、大分市全域で算出した数値でございます。

①量の見込みについては、先ほどの基本的な考え方に基づき、「現在の利用者」に、今後教育・保育を希望される「潜在ニーズ」を加えて算出しております。

まず、「現在の利用者」としては、認定こども園、幼稚園、保育所に通園している児童の合計数は13,453人です。また、量の見込みを算出するにあたり、認可外保育施設の利用状況を調査いたしましたところ、回答のあった認可外保育施設に通園している児童の合計数は1,662人でありました。この二つの項目については、現在においても教育・保育を必要としている児童と捉えております。

次の「潜在ニーズ」では、アンケート調査による推計値として4,235人を算出しております。そのうち、ピンク色の枠で囲んでいます188人につきましては、育児休業から職場復帰する際に円滑に保育所等を利用できるよう配慮するため、「0歳児」で定員を確保するのではなく、「1～2歳児」で定員を確保するように考えています。その理由につきましては、育児休業の取得期間は、多くの方が対象児童が1歳になるまで取得するため、「0歳」で定員を確保したとしても利用されないことが考えられます。ただし、早い職場復帰を望まれる方もいらっしゃいますので、その場合は、「潜在ニーズ」で算出した量を見込んだ部分での受け入れが可能と考えております。

現在の利用者と潜在ニーズの合算した量の見込みとしては、合計が19,350人(A)となります。

次に〈参考資料1〉の②平成27年4月1日時点の定員(予定)をご覧ください。資料5では、5ページをご覧ください。

先ほどの量の見込みが「需要」にあたりますが、「供給」に該当するものが定員になります。

平成27年4月1日時点の定員数は、3つの項目を合算した数としております。まず、平成26年1月1日時点の認定こども園、幼稚園、保育所の受入実績数を積算しています。

幼稚園につきましては、一般的に定員内の受け入れでございますが、保育所につきましては、国の通知により面積基準や人員配置基準を遵守した上で、定員を超えて受け入れることが認められております。そのため、現行施設としての受け入れ可能人数としては、幼稚園は定員、保育所では利用者数としております。

次に、平成26年度、平成27年度の認可保育所の定員拡大が予定されている数を加算しております。平成26年度では、認可保育所の施設整備により438人、平成27年度では、認可保育所の施設整備、幼保連携型認定こども園を前提とした幼稚園の保育所認可、認可外保育施設の保育所認可により、1,300人の定員を拡大する計画としております。

以上により、平成27年4月1日の子ども・子育て支援法施行予定の時点では、17,564人（B）分の供給体制が確保できる定員予定となっております。

次にその下の3段目の③「①量の見込み」と「②平成27年4月1日時点の定員（予定）」による不足の定員数をご覧ください。

量の見込み19,350人（A）と供給量17,564人（B）の差は、1,786人（C）分の定員が不足すると算出されます。

次にその右側の④不足する定員数の内訳をご覧ください。

大分市全域において、2号認定（3-5歳、教育と保育）、3号認定（0歳／1-2歳、保育）では3,344人分の定員が不足していますが、1号認定（3-5歳、教育のみ）1,558人分が余剰となっていることから、相殺され、1,786人分が定員不足と算出されます。

この数値は大分市全域でみた場合の数値となりますが、教育・保育の提供については、地区公民館区域単位で、「量の見込み」を算出し、不足する定員を認可・定員拡大を行なっていく必要があることから、地域によっては、1号認定（3-5歳、教育のみ）も不足している場合もございます。

地区公民館区域単位で見込んだ数値は、A3<参考資料2>「【区域別】教育・保育施設の量の見込み・提供体制」に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

地区公民館区域別に「量の見込み」と「現在の定員」、その差である「不足する定員数」を記載しています。「不足する定員数」に「△」表記している箇所が供給過剰となります。また、黄色部分は定員が不足している地域であり、今後、認可・定員拡大が必要となります。1号の供給過剰部分では、2号と3号の児童の受け入れができないため、別に定員を確保する必要があります。

表の右下、「大分市全域」の欄には、A、B、Cと先ほどの数値が記載されておりますが、地区公民館区域ごとに推計した合計が、右下段の「各区域の不足する定員数の合計」となります。1号の幼稚園機能部分として58人、2号と3号の保育所機能部分として3,356人を確保していくこととなれば、合わせて3,414人分の定員を拡大する必要があります。

次に、A4サイズの資料5をご用意ください。資料5の8ページに、大分市全域と地区公民館区域単位で先ほどの手法で算出したグラフとなります。

このグラフでは、赤い実線のラインが基準値ゼロを表しており、赤い実線より下がマイナス値となり、供給過剰を意味し、赤い実線より上が供給不足を意味しております。

教育を必要とする3歳以上は、多くの地域で定員が充足しているのに対して、保育を必要とする児童については、ほぼ全域において定員の確保が必要となってきます。

次の9ページをご覧ください。

保育利用率の目標設定ですが、国は、基本指針において、3歳未満の子どもに待機児童が多いことを鑑み、3歳未満の児童数に占める、利用定員数の割合、このことを国は「保育利用率」と定義づけていますが、その目標を設定し、着実に定員数を確保するよう市町村に求めています。

保育利用率は、「保育を必要とする児童が受け入れられる定員」で算出することになり、平成26年1月時点で3歳未満の人口に対して、25.16%の利用があることとなります。

また、基本指針においては、待機児童の解消は平成29年度末までに目指すこととされていることから、本市でも平成29年度末までに待機児童の解消を目指していきたいと考えております。そのため、平成29年度の目標設定については、3歳未満で量の見込みで算出された5,289人の定員を確保した場合、平成29年度の3歳未満の推計人口12,063人で割ると、43.84%を目標値として設定したいと考えております。

(会長)

ご質問・ご意見等ありますか。今の話は、こういう風に量の見込みを考えているというご説明を伺いました。かなり不足しているという実感ですが、これをどう進めていくつもりかについては、今ありますでしょうか。

(事務局)

今、量の見込みを説明いたしました。今後は、国から、公定価格が示されます。これにより、各施設は利用定員を設定していくようになります。そして、最終的にどれだけ不足しているのかを一部訂正していきます。確保方策については、保育所、幼稚園さんの幼保連携型認定こども園化、それから、認可外保育施設の認可化、また、認可保育所の施設整備とか、そのようなもので、定員を拡大していこうと考えています。年次計画は、次回以降の会議で

お示しする予定です。

(会長)

今のは、5ページの待機児童の解消や、教育・保育の提供のところですね。右側に待機児童数が出ていて、4月89人、10月134人と出ていますが、実は大分市の待機児童は定義があり、今後は定義自体が変わるので、増えるということになるのですね。

(事務局)

その通りでございます。

(会長)

大変な数だなと思います。他にご質問どうぞ。

(委員)

参考資料1の量の見込みの算出について、②「平成27年4月1日時点の定員拡大予定」のところですが、240名というところですが、ここが幼保連携型認定こども園ということでしたが、冒頭でも申し上げましたように、これから幼稚園が幼稚園型に移行したり、給付を受ける様々な形態があると思います。ここの240名というのが、不足の人数1,786人ということですが、私立幼稚園が新しく平成27年4月から認定こども園をつくっていきますので、その認定こども園の子どもたちも保育の機能があるので、枠を設けていただけたらと思います。国の基準がそういう風になっていますので、幼保連携型を進めているのですが、認定こども園の枠もありますので、不足の定員数について待機児童解消につながるのではないかと思います。もう一点、公民館単位で分けていますが、前回も申し上げましたが、バスを使っているなので、校区が広いです。だいたい15校区くらいのところからは子どもたちが通っていると認識しております。その中で、公民館という絞り方が、量の見込みに対して、しっかりと把握ができるのかと、私立幼稚園の現状を踏まえて研究していただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見ありますか。幼稚園関係、保育園関係いらっしゃると思いますが。

(委員)

潜在ニーズが思った以上に大きい数字になっているのですが、これは統計の取り方で数字は動くのではないかと思います。これから見直しをしていくということなので、これ以上は増えないかと思います。もう一点、平成27年4月の時点で、認可保育所による定員拡大

が286人となっています。ただ、大分市の場合は小規模保育をどう考えるのかという説明がないように思いますので、小規模保育については、A型、B型、C型とありまして、これをどういう風に持っていくかというのが当面必要ではないかと考えています。

(会長)

ありがとうございます。他に園を運営していらっしゃる方は。

(委員)

国の方向と大分市の方向を考えながら進んでいるところですので、幼保連携型認定こども園をつくりながら、認可のもとで子どもたちが安心・安全に暮らせるような、そういう生活の場を提供して下さるとのことなので、この方向を一生懸命考えることがひとつあるのかなと思っています。それ以外に、認定こども園というものを幼稚園がやっていくことに関しても、そこには4つの形態がありますけれど、それはあくまでも認可外の保育施設になりますので、その部分の勉強も一生懸命しながら幼保連携型へ向かえるような基盤づくりをして、認可された中で子どもたちをしっかりとみていくような質の向上の部分も私たちも取り組まなければならないと考えています。その辺りのことは、子どもを預かる施設の人がみんなで心をひとつにしてやっていかなければならないと思って、気持ちを引き締めたいと思います。

(委員)

今日の最後の資料を見て感動しました。最初、会長が根拠のある数値をとおっしゃっていて、そんな数値出るのかなと思っていたのですが、まさに数値でこれだけの大変さがあることが初めてわかりました。事務局に対し、これだけの資料を作った、これだけのことができるのだなとわかりました。私は、保育所、子育て支援課、教育委員会が障がい児をどう守っていくかということが一番大きな問題だと思っているので、この中には、障がい児の数値がおそらく入っているのですが、生まれたときから追っていくと、治せる障がい児もいるとテレビでもやっていましたので、保健所と障がい児の担当課でずっと追っていけば、数値がよくわかると思います。その辺の連携があると、これだけの数値が出せるのですから、あとは障がい児が把握できれば、児童育成クラブも助かるなと思います。

(会長)

障がい児は障がい児として、数を別途挙げるのか、発生率のようなものでやるのか、その中で手をかけて予防的にすれば顕在化しないようなケースがどれだけあるのかというのは、それはもうちょっと掘り下げていかなければならないと思います。参考資料1の数ですが、全体で3,400人不足しているが、全域で見ると1号の3～5歳はむしろ余剰であり、2号や3号の特に3号の1～2歳児は1,162人不足していると。ここら辺の充足をどう

進めるかということを含めて、最後に戸高課長さんから一言お願いします。

(事務局)

私どもも、このような数値を算出しましたが、これも事業者の方々のご協力をいただきながら、これだけの定員を確保していかなければいけないと。それから、平成26年10月から保育の認定が始まり、幼稚園、保育所、認定こども園など。どの施設に何人入るかなどすべてわかりますので、推計値とのギャップもわかると思いますので、中間年などで見直しながら、平成29年度末までの待機児童解消に向けて取り組んでいきたい。そして、先ほど委員さんからありました認定こども園についてですが、4つのタイプがありますが、認可保育所で受ける必要があります。それはどうしてかと言うと、保育の質の確保のため、私どもは進めていきたい。ですが、他の類型だから運営費が出ないとかそういうことではございませんそれは一つの選択肢でありますので、事業者の方がお考えになっていただければよろしいかと思えます。それから、小規模保育につきましては、認可の対象になります。小規模保育は定員が6～19人のミニ保育所、託児所のような0～2歳を対象とする保育ですので、きめ細かい保育を行ったり、待機児童は0～2歳が7割5分を占めておりますので、そういったところで総合的に待機児童の解消に向けて進めていきたいと思えます。

(会長)

どうぞよろしくをお願いします。続いて資料6について、説明をお願いします。

(事務局) 【(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて】

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、ご説明をいたします。資料6と、「大分市の取組み状況等について」をご覧ください。

「子ども子育て支援法」では、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けている事業として、「地域子育て支援拠点事業」「延長保育事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」など13事業があります。今回は、「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」についてご説明いたします。

1. 妊婦健康診査です。

資料6の1ページ、「大分市の取組み状況等について」の6ページをご覧ください。

本事業は、母子保健法に基づく事業で、安全な分娩と健康な子供の出生のために、妊娠中の異常を早期に発見し適切な治療や保健指導を行うことを目的としています。

保健所や東部・西部保健福祉センターなどの窓口での、母子健康手帳の交付時に、平成21年度から、国の目指す望ましい健診項目及び健診回数に沿い、14回17枚の受診票を交付しています。検査内容、助成金額につきましては、資料に記載のとおりです。

現在の実施状況・課題といたしましては、平成24年度妊娠届出者のうち、前期妊婦健康診査率は96.8%、後期妊婦健康診査受診率は89.4%となっており、産科医療機関と連携し、安心して安全な妊娠、出産を迎えるためにも受診率の向上に努めます。

今後の方向性・目標事業量といたしましては、前期妊婦健康診査受診率は100%の受診率を目指すところではありますが、転出入や流産などの理由で、妊娠届出は行ったものの何らかの理由で出産に至らない方がいらっしゃることから、平成27年度97%とし、平成31年度に向け、増加に努めてまいりたいと考えています。次に、後期妊婦健康診査受診率につきましては、平成27年度90%とし、毎年1%の約50名の増加を目指していきたいと考えています。

健診回数につきましては、国の基準に基づき14回の継続としています。

実施場所につきましては、県内47医療機関、4助産所です。里帰りなどで、県外の医療機関で受診する場合は、必要に応じ、事前に医療機関と連絡し、今年度は約300医療機関と契約し、健診をお願いいたしました。

2. 次に乳児家庭全戸訪問事業です。

資料6の2ページ、「大分市の取組み状況等について」の7ページをご覧ください。

本事業は、子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言を行う。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ることを目的に行っています。訪問は、対象に応じ、保健師、助産師、看護師、主任児童委員が行っています。

現在の実施状況・課題といたしましては、平成24年度の対象児4,434人、訪問実施率は92.7%です。未訪問の理由としては、長期里帰り中、長期入院中、訪問の同意が得られなかった等です。未訪問者に支援が必要な家庭がいると思われることから、全ての家庭の状況把握に努めていきます。

今後の方向性・目標事業量といたしましては、訪問実施率は、平成27年度から年1%上げ、平成30年度97%とし、平成31年度に100%を目指します。

実施体制、医療機関は記載のとおりです。

(会長)

ありがとうございます。指標にも取り入れられている内容ですね。質問はよろしいでしょうか。

<質疑なし>

では、大事な事業ですので、しっかり取り組んでもらいたいと思います。これで本日の議

事を終了します。

(事務局)

事務局から2点お知らせがございます。

まず、1点目でございますが、委員の皆さま方の中で、新年度で推薦団体の役職交代に伴い、当会議の委員を交代される方、もしくは、交代の可能性のある方がいらっしゃいましたら、早めに事務局までご連絡をお願い申し上げます。

2点目のお知らせは、次回の会議の日程についてでございます。

次回の子ども・子育て会議につきましては、平成26年度第1回を5月15日(木) 13時30分から、大分市役所第2庁舎6階 大研修室で開催したいと考えております。なお詳細につきましては、改めてご連絡いたします。

本日は、長時間にわたるご議論、お疲れ様でした。村嶋会長さんにおかれましては、円滑な議事進行をおこなっていただき、たいへんありがとうございました。また、委員の皆さまも活発なご議論ありがとうございました。